

大分市街区公園愛護会 活動の手引き

大分市 都市計画部 公園緑地課

1. 街区公園愛護会について

活動の目的

自治会をはじめとする地域団体等が主体となり、街区公園等の美化・緑化活動を通じて公園の健全な利用と維持発展を図ることを目的とします。子どもたちが安心して楽しめる広場、そして地域住民が親しみを持って集える憩いの場となる公園づくりを目指します。

結成団体の要件

街区公園愛護会の趣旨を理解し、ボランティア精神に基づき継続的な活動を通じて、健全な公園環境の保全および地域福祉の向上に寄与できる次のいずれかの団体とします。地域団体（自治会・老人会・子ども会等）、公共的団体（教育・文化・スポーツ団体等、商工会等）、ボランティア団体（各種サークル、またはNPO法人・企業の社員（有志）で構成される任意団体で、自治会と「公園愛護会活動に関する協議確認書」を交わし、結成の要件の確認のための「宣誓書」を提出した者）

結成の承認手続き

愛護会を新規結成しようとする場合は、活動開始月（4月または10月）の2か月前（2月または8月）までに「結成承認申請書」を公園緑地課へ提出し、承認を受けてください。

【留意事項：事前申請のご協力】

- ・愛護会が未結成の公園は、市が民間事業者へ維持管理を委託しているため、契約変更等の各種手続きに時間を要します。スケジュールに余裕を持った早めの申請手続きにご協力をお願いいたします。

結成手続きの流れ

- **1. 公園の除草・清掃の承認申請:**「大分市街区公園愛護会結成承認申請書（様式第1号）」を市へ提出 → 市から「大分市街区公園愛護会結成承認通知書（様式第2号）」を送付
- **2. トイレ清掃の承認申請:**「大分市街区公園愛護会トイレ清掃承認申請書（様式第3号）」を提出 → 市から「大分市街区公園愛護会承認通知書（様式第4号）」を送付
- **3. 口座指定手続き:**「口座振込依頼書」および「委任状（※愛護会名と振込口座名義が異なる場合）」を提出し、報償金の受取口座を指定

2. 主な活動内容

(ア) 日常の美化活動

- **除草（年3回以上）**：除草は必ず年3回以上実施してください。「活動面積全面」の作業を実施した場合に1回と換算します。公園利用に支障が生じないよう年間を通じて伸びた部分を随時除草しても問題ありません。
- **清掃（月1回以上）**：清掃は必ず月1回以上実施してください。悪天候等で月末の作業が中止となった場合でも、翌月に延期し月1回分は必ず実施してください。また、作業の実施にあたっては、一部の会員に任せず会を挙げて行うよう努めてください。
- **トイレ清掃（週1回以上）**：必ず週1回以上の定期清掃をお願いします。激しく汚れている場合は随時ご対応ください。

(イ) 利用指導・安全管理

- **適切な利用の指導・助言**：活動時に遊具の破損や事故につながる危険な遊び、不適切な利用（引っかかりやすい服装・所持品での遊戯、年齢・能力に合わない利用、他者への配慮に欠ける行為等）を見かけた場合は、適切な声かけ・指導をお願いします。
- **遊戯具等の安全確認・破損連絡**：事故防止のため、活動時に遊具や施設等の点検・簡単なお手入れ・破損箇所の確認にご協力ください。なお、点検・確認の際は「公園施設の点検表」を使用し、異常を発見した場合は、電話または連絡表にてご報告ください。
- **防犯・異常発生時の対応**：公園施設での盗電や盗水などの不正・犯罪行為を発見した場合は、速やかに公園緑地課へご連絡ください。

(ウ) 樹木の取り扱い

- **樹木の剪定**：樹木の本格的な剪定作業は市が行います。中低木については身近な道具で剪定していただいても構いません。ただし、剪定時期や剪定度合を誤ると生育に影響するため、ご不明な点は事前にご相談ください。なお、高所での作業など危険を伴う作業は絶対に行わないでください。
- **除草剤の使用制限**：原則としてご遠慮いただいております。特に広範囲に散布した場合、公園利用者の皮膚トラブルや散歩中の犬が舐めてしまう事故につながる恐れがあるためです。また、広範囲な散布時に必要となる「立入禁止措置」を愛護会にお願いすることができないためでもあります。使用の必要性が極めて高いと判断される場合は、市にて対応を検討しますのでご相談ください。

3. ごみ・刈草の収集依頼と排出ルール

公園清掃等で集めたごみ・刈草・剪定枝は、市が専用の作業車で回収に伺います。（※家庭ごみの定期収集ルートでは回収できませんのでご注意ください）

ごみ出しのルール

- **集積場所**：公園入口など、収集車が容易にアクセスでき、公園利用者や通行の妨げにならない場所にまとめて集積してください。
- **袋詰め・まとめ方**：45L～70L サイズの透明または半透明のごみ袋（市販品で可）を使用してください。袋詰め時には土などをしっかり落として軽量化にご協力ください。刈草をそのまま放置すると飛散や不審火の原因となるため、必ず袋詰めを徹底してください。
- **枝木・剪定枝**：持ち運びやすい大きさにカットし、紐でしっかりと縛るか、ごみ袋に入れて排出してください。
- **収集の連絡**：ごみの集積完了後、ごみの量と集積場所を公園緑地課までご連絡ください。回収ルート进行调整の上伺います（※収集車 1 台で市内全域を巡回するため、収集完了まで数日要する場合があります）。

【ごみ収集・樹木剪定・施設破損の連絡先】

- 公園緑地課（FAX：097-538-1249）
- 公園緑地課（メール：koen2@city.oita.oita.jp）
- 西部施設維持担当班：TEL 097-585-6024
- 東部施設維持担当班：TEL 097-585-6025
- 公園管理担当班：TEL 097-537-5976

4. 報償金制度と活動報告

報償金の算出基準

活動区分	算出式 / 交付額	備考・条件
除草・清掃（標準）	月額 = $(30 \text{ 円} \times \text{面積 } \text{m}^2 + 3,000 \text{ 円}) \div 12$	端数は 1 円未満切り上げ
清掃のみ（除草なし）	月額 = $(6 \text{ 円} \times \text{面積 } \text{m}^2) \div 12$	端数は 1 円未満切り上げ
トイレ清掃（1～3 穴）	月額 3,800 円（年額 45,600 円）	多目的トイレ：2 穴換算 コンクリート打ち放し小便器：1 穴換算

トイレ清掃（4～6 穴）	月額 4,300 円（年額 51,600 円）	同上
トイレ清掃（7 穴以上）	月額 4,800 円（年額 57,600 円）	同上

報告手続きと支払時期

- **報告書の提出**：上半期末（9 月頃）および下半期末（3 月頃）に市から愛護会代表者へ送付する案内文書に基づき、「大分市街区公園愛護会活動報告書（除草清掃：様式第 5 号、トイレ様式第 7 号）」および「作業日誌（除草清掃：様式第 6 号、トイレ様式第 8 号）」を期限内に提出してください。**※オンライン申請**：市役所ホームページ内「大分市街区公園愛護会の登録団体を募集します」より、パソコンやスマートフォンを利用してインターネット上からご提出いただけます。
- **報償金の振込時期**：提出された報告書類を審査の上、上半期分（4～9 月分）は 11 月末日までに、下半期分（10～3 月分）は 5 月末日までに指定口座へお振り込みいたします。
- **注意事項**：報告書の未提出や活動実績が確認できない月がある場合、該当月分の報償金の支払いができない（または減額となる）場合がありますのでご注意ください。

5. 運営上の留意事項・ご相談

清掃用具および保管倉庫について

- **清掃用具の用意**：ごみ袋、ほうき、草刈機用燃料等の活動道具・消耗品の配布・貸出は市からは行っておりません。市から交付される報償金等を活用して各愛護会にてご用意ください。
- **用具倉庫の設置許可**：公園内に道具保管用の用具倉庫を設置する場合は、埋設配管や将来の整備計画等の確認が必要となるため、必ず事前に公園緑地課へご相談の上、現地での立ち合いが必要になります。現地立ち合い後に「大分市都市公園施設設置許可申請書」を提出し、設置許可を受けてください。なお、未申請の既設倉庫がある場合も速やかに申請を行ってください。また、設置された倉庫に基礎が設置されておらず、安全管理上問題があると判断された場合は撤去等をお願いすることがあります。

活動内容の変更および解散・廃止について

会員の高齢化や人手不足等により従来の除草作業が大きな負担となっている場合は、活動内容を「清掃のみ」の活動へ変更することが可能です（※報償金単価は 1 m²あたり 6 円に改定されます）。

「清掃のみ」に変更した場合、通常、公園の除草作業は市が委託する民間業者が年 3 回（概ね 1 回目を 6 月中、2 回目を 7 月下旬～8 月上旬、3 回目を 11 月中）実施することになります。

活動内容の変更や、やむを得ず愛護会を廃止・解散される場合は、希望する日程の2か月前までに公園緑地課へご相談ください。

【活動内容の変更・廃止に関するご相談窓口】

- ・ 大分市都市計画部 公園緑地課 公園管理担当班（TEL：097-537-5976）

6. 大分市市民活動等保険の適用について

街区公園愛護会が行う清掃・除草等の維持管理活動は、大分市市民活動等保険の対象となる「社会奉仕活動」に該当します。愛護会の皆様の保険加入手続きは、公園緑地課にて一括して実施しております。

制度の概要と手続き

- ・ **社会奉仕活動の定義**：「市民により構成される団体が、利益を目的とせず無報酬で労力を提供する活動」のことを指します。
- ・ **加入手続き・費用負担**：毎年提出いただく「活動報告書」に基づき、公園緑地課で一括して更新・登録手続きを行います。各愛護会での個別の加入手続きや保険料のご負担はありません。
- ・ **事故発生時の連絡期限**：万一、事故や傷病が発生した場合は、事故発生日から30日以内に担当課（市民協働推進課）へご連絡ください。（※30日を超過すると保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください）。

補償対象となる事故の例

- ・ 清掃活動中に転んで怪我をした。
- ・ ボランティア活動に向かう途中交通事故にあった。
- ・ 清掃活動中、石をはねてしまい、駐車している車を傷つけた。
- ・ 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人に怪我をさせた。

【市民活動等保険に関するお問い合わせ先】

- ・ 大分市 市民協働推進課（TEL：097-537-7251）

7. 自走式草刈機（乗用式・リモコン式）の貸出制度

大分市では、公園等の除草作業を行う公園愛護会の負担軽減と更なる環境美化の推進を図るため、自走式草刈機（以下「草刈機」）の無料貸出を行っています。

貸出概要

- **対象団体**：大分市に正式登録している街区公園愛護会
- **貸出期間・台数**：原則として作業実施当日の午前 10 時に受渡し、当日午後 4 時までに回収します。1 団体あたり最大 2 台まで貸出可能です（※貸出状況や点検等により制限する場合があります）。
- **機種区分**：乗用式草刈機、リモコン式草刈機（各 1 台運用）

申請および利用手順

- **1. 事前予約**：利用希望日の 1 か月前から 3 日前までに、公園緑地課（TEL：097-537-5976）へお電話にてご予約ください。その際、希望する機種（乗用式またはリモコン式）をお伝えください。
- **2. 借用書提出**：草刈機の受渡し時に「草刈機借用書」を提出してください。
- **3. 点検シート記入**：使用前後に必ず点検を行い、「草刈機始業・終業点検シート」へ記入の上、返却時にご提出ください。
- **4. 清掃および給油返却**：作業終了後は機体の清掃を行い、燃料を満タンにして返却してください（乗用式：レギュラーガソリン / リモコン式：混合油 50:1）。※燃料費は各愛護会のご負担となります。

利用上の注意事項

- 草刈機の使用により作業者が傷病を負った場合、大分市市民活動等保険の対象となります。事故時は速やかに市民協働推進課へご相談ください。
- 作業にあたっては、公園利用者や周囲の安全確認を徹底してください。また、故障の原因となる悪路・傾斜地・水辺・石や異物が多い場所での使用は厳禁です。
- 取扱者の故意または重大な過失により機体を破損・故障させた場合、修繕費等を実費負担していただきます。
- 雨天時や定期メンテナンスの都合により、直前に貸出を中止する場合があります。
- 草刈機を操作できるのは、市職員から直接安全運転指導を受けた方に限定されます。
- 作業中に異音や異常を感知した場合は、直ちに作業を停止し、公園緑地課（TEL：097-537-5976）までご連絡ください。